

## ひきこもり支援について

### 1 これまでの取り組み

ひきこもり支援に関しては、当初、青少年対策として区民部文化・生涯学習課が「ひきこもり対策連絡会」を設け、ひきこもりケースの情報共有等を行ってきた。

ひきこもりが長期化した中高年層の増加や家族の高齢化による8050問題をはじめとして、複雑化かつ深刻化した課題への福祉的対応の必要性から、国や都が福祉部門へ担当を移管したこと等を受けて、令和2年度から本区の自立相談支援機関を担う福祉保健部生活支援課が主となり、関係機関や地域の支援者等による支援体制づくりを進めることとした。

施策の推進に関すること、把握ケースについての情報共有、ケース検討等のため、生活困窮者自立支援法第9条に基づく支援会議（※）を協議の場としている。

### 2 本区におけるひきこもり支援体制づくり

令和2年10月27日付け「ひきこもり支援施策の推進について（厚生労働省通知）」（別添1）により示された【支援体制構築のための区市町村が取り組むべき事項】を基本とし、本区の実情を踏まえて施策検討を行うため、ひきこもり支援にかかる支援会議において関係機関の協議を重ねた。

（これまでの支援会議における協議事項）

- 令和2年度：区の相談支援の現状と課題の共有、  
ひきこもり相談窓口の周知方法等について 等
- 令和3年度：区のひきこもりケースの実態把握、  
相談窓口の案内ちらし作成について 等

社会福祉法の改正を受けて現在準備事業として実施している「重層的支援体制整備事業」における多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業及び参加支援事業は、本区のひきこもり支援の施策推進にあたり大きな役割を担うこととなる。

引き続き、ニーズの把握に努め、既存の事業や社会資源を活用しながら、適切な支援体制づくりを進めていく。

### 3 ひきこもり相談窓口の明確化・周知

当事者や家族が抱える悩みごと、困りごと別に窓口を案内するちらし「ひきこもりでお悩みの方へ」（別添2）を作成、区内各所で配布している。

また、区ホームページでは、「ひきこもり相談」として相談窓口や支援内容を案内している。

### 4 支援対象者の実態やニーズの把握

令和3年11月の支援会議における協議結果を踏まえて、関係機関からの状況報告及び地域の支援者（民生・児童委員等、青少年委員）を対象としたアンケート調査を実施した。

今後、ひきこもりの支援対象者の実態やニーズの詳細について調査し、本区における支援体制づくりや関連施策の方向性を検討する際の参考としていく。

## 5 現状と課題（調査結果、支援会議、専門部会における意見より）

### （1）ニーズ・情報の把握

- ひきこもりのケースとしては関係機関が34件、地域支援者が12件を把握している状況であった。地域支援者へのアンケートでは、9割以上が情報や相談はないとの回答であった。
- 高齢の親を支援する中で子がひきこもっていることに気づくことがあり、ニーズがかなり潜在化していると思われる。
- 中央区は集合住宅居住者が9割を超えているため、孤立している人やつながりの薄い人などが見えづらい。情報吸い上げや見守りは、民生委員やNPO、事業者等と協力し、実施していく必要がある。
- 8050の50だけでなく、80の高齢者の孤立も課題。配食事業の見守りの中でDVに起因する心の病により就労できていない母親がいる実態も見られた。

### （2）当事者・家族の状況

- 40～50歳で顕在化する頃は、相談に至るまで長期間経過しており、そこから生活を変えることは本人や家族も非常に難しい。問題が顕在化する前に早い段階で誰かとつながり、サポートすることで深刻化を防ぐことができる。
- 同じ人が継続的に関わり、信頼関係を築くことで心を開いてくれる。繰り返し関わりを持つことで、ようやく家族が本人の話をしてくれた。
- 親が元気なうちは表に出てこないが、当事者が抱えている“生きづらさ”は何一つ変わらない。
- 周囲に知られたくないためか家族が隠す傾向があり、当事者も「こんなことで相談していいのか」とためらう。周囲や地域の理解が必要だと思う。
- 親の「ひきこもり」の理解と子どもへの関わり方も重要である。親も悩み、苦勞している。家族へのサポートも大切だと思う。

### （3）相談支援

- アンケートでは回答者の7割以上が「支援・相談窓口の周知の強化」が最も重要であるとの回答であった。相談しやすい環境づくりとして、安心して書き込めるSNSの活用も有効である。
- 本人に具体的な困りごとがない場合は支援を拒否されることが多く、行政は介入しづらい。
- 病識がなく受診拒否する方へのアプローチや福祉サービスでトラブルがある方への支援が課題となっている。
- 家族からの相談に対して本人の様子を確認する術がなく、直接働きかけることが難しい。
- 地域福祉コーディネーターが関わる中で、ひきこもりのケースこそアウトリーチの手法が有効であると思った。

### （4）居場所・社会資源

- 若年者の集う場所が少なく、義務教育終了後の支援が課題となっている。
- 人との関わり方や生活の場での悩みを話せる場があり仲間がいると心強い。本人が外に出るきっかけをいくつも用意し、そこで成功体験や失敗体験を話す機会をつくり、孤立させない支援が必要である。
- 精神科医の訪問診療、家庭訪問するソーシャルワーカー事業の拡大等、アウトリーチによる支援を充実するべきである。

## 6 把握した個別ケースへの対応

相談支援の実施機関は、把握したケースの緊急時の対応や課題解決のための継続的な相談支援、情報共有、課題整理、相談機関へのつなぎ等を行う。

なお、相談支援機関とのつながりがないケース、多機関での連携を必要とする困難ケース等は、管理課が設置する相談支援包括化推進連絡会議（※）において主たる支援機関及び支援方針の決定等を行う。

### ○相談支援包括化推進連絡会議（個別ケース会議）

令和3年12月22日開催

関係機関が把握しているケースのうち、多機関協議を要すると判断した2件について支援方針の検討を行った。

令和4年3月29日開催（予定）

地域の支援者から寄せられたケースについて、支援状況の把握、主たる支援機関、支援方針の決定等について協議を行う予定。

### （※）ひきこもり支援に関する会議体の役割

	ひきこもり支援にかかる支援会議	相談支援包括化推進連絡会議
役割	関係機関の情報共有、支援施策・体制の検討	多機関連携を要する、または、主たる支援機関が定まっていない個別ケースにかかる支援方針の協議、決定
法的根拠	生活困窮者自立支援法第9条「支援会議」	社会福祉法第106条の6「支援会議」、本人同意がある場合は、同法「重層的支援会議」
構成員	区民部 福祉保健部 保健所・保健センター 教育委員会事務局 社会福祉協議会 その他、状況に応じて必要な関係者	福祉保健部 保健所・保健センター  その他、ケースに応じて必要な関係者

上記のほか、主たる支援機関となった課（機関）において、適宜、各法に基づく個別ケース会議を開催し、支援方針の協議、決定を行う。